

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第18号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の届出、認定、支給等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 任命権者が第3項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確認して認定するものとする。前項に規定する場合においても、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) <u>あ</u>っては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p>	<p>(扶養手当の届出、認定、支給等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 任命権者が第3項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確認して認定するものとする。前項に規定する場合においても、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p>

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(総務部人事課)